中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	第68条の15の５第１項（償却費）	10584	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10585	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の15の５第２項	10586	法規別表六の二（十九）「28」の欄の金額
	第68条の15の５第３項	10587	法規別表六の二（十九）「37」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の項及び生産性向上設備等を取得した場合の特別償却の項を次のように改める。

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	平成29年旧措置法第68条の15の５第１項	10433	法規別表六の二（二十）「22」の欄の金額
	第68条の15の６第１項	10588	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	平成28年旧措置法第68条の15の６第１項（償却費）	10492	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10493	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第68条の15の６第７項又は同項及び同条第８項」を「平成28年旧措置法第68条の15の６第７項」に、「別表六の二（十七）「22」」を「別表六の二（二十一）「22」」に改め、同表船舶の特別償却の項の次に次のように加える。

自動車教習用貨物自動車の特別償却	第68条の16第１項の表の第３号（償却費）	10589	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10590	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表耐震基準適合建物等の特別償却の項の次に次のように加える。

被災代替資産等の特別償却	第68条の18第１項の表の第１号（償却費）	10591	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の18第１項の表の第１号）	10592	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の18第１項の表の第２号（償却費）	10593	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の18第１項の表の第２号）	10594	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表特定農産加工品生産設備の特別償却の項を削り、同表特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却）の項を次のように改める。

特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備の特別償却）	平成28年旧措置法第68条の26第１項（償却費）	10434	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成28年旧措置法第68条の26第１項）	10435	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の26第１項（償却費）	10573	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の26第１項）	10574	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表特定地域における産業振興機械等の割増償却の項中「平成27年旧措置法第68条の27第２項の表の第１号（」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成27年旧措置法」という。）第68条の27第２項の表の第１号（」に改め、同表サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却の項中「第68条の34第１項又は」を「平成29年旧措置法第68条の34第１項又は」に改め、同項の次に次のように加える。

事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	第68条の34第１項（償却費）	10595	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10596	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表特定都市再生建築物等の割増償却の項中「第68条の35第１項（償却費）（同条第３項第２号）」を「平成29年旧措置法第68条の35第１項（償却費）（同条第３項第２号）」に、「（第68条の35第３項第２号）」を「（平成29年旧措置法第68条の35第３項第２号）」に、「第68条の35第１項又は平成27年旧措置法」を「第68条の35第１項、平成29年旧措置法第68条の35第１項又は平成27年旧措置法」に、「第47条の２第３項第３号」を「第68条の35第３項第２号、平成29年旧措置法第47条の２第３項第３号」に改め、同表特定事業再編投資損失準備金の項中「第68条の43の３第１項」を「平成29年旧措置法第68条の43の３第１項」に改め、同表新幹線鉄道大規模改修準備金の項を削り、同表沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の連結所得の特別控除の項から沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の連結所得の特別控除の項までの規定中「連結所得の特別控除」を「課税の特例」に改め、同表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項中「第68条の78第１項若しくは第９項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第２号）」を「平成29年旧措置法第68条の78第１項若しくは第９項又は平成29年旧措置法第68条の80（平成29年旧措置法第68条の78第１項の表の第２号）」に、「第３号イ」を「第２号イ」に、「第３号ハ」を「第２号ハ」に、「第４号」を「第３号」に、「第５号」を「第４号」に、「第６号」を「第５号」に、「第68条の78第１項若しくは第９項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第７号）」を「平成29年旧措置法第68条の78第１項若しくは第９項又は平成29年旧